

## 熊本市奨学金条例施行規則の一部改正について

### 奨学金借用証書の収入印紙について

#### 【改正前】

##### 附則

— この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

#### 【改正後】

##### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 平成28年9月9日から平成31年3月31日までの間に、奨学生が第17条の奨学金借用証書を作成する場合には、収入印紙を貼ることを要しない。

#### < 改正理由 >

租税特別措置法第91条の2第2項の適用により、奨学金借用証書の収入印紙が不要となるため、所要の改正を行うもの。

#### 租税特別措置法第91条の2 第2項

高等学校等の生徒又は独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第三条に規定する学生等であつて政令で定めるものに対して無利息で行われる学資としての資金の貸付け（政令で定めるものに限る。）に係る消費貸借契約書（財務省令で定める表示があるもの限り、前項の規定の適用があるものを除く。）のうち、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に作成されるものには、印紙税を課さない。